

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る 関係者（環境団体）からの意見聴取（概要）

聴取団体：世界自然保護基金(WWF)ジャパン,日本自然保護協会,日本生態学会,日本野鳥の会
(以下、WWF、協会、学会、野鳥)

地方環境事務所の事務・権限のうち下記の移譲には反対。今後も国が責任を持って地方環境事務所の体制で業務を推進すべき。

- ・ 国立公園の管理（WWF、協会、学会、野鳥）
- ・ 野生生物の保護行政（WWF、協会、野鳥）

<理由>

- 日本は生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の議長国であり、生物多様性条約の愛知目標が採択されたことから、日本国が積極的に責任を果たすべき。（WWF、学会、野鳥）
- COP10で採択された生物多様性条約の愛知目標 11は、陸域・内陸水域の 17%、沿岸域・海域の 10%を保護地域にし、効果的に管理され、広域の景観と結合することを求めるもの。その中核が、国が指定し管理する国立公園。（協会、学会）
- 国立公園は国が保護・管理するのが国際標準であり、国際的な責務。（WWF、協会、学会）
- 自治体には国立公園を観光資源として利用する要望が強い実態があり、許認可権限が移ることで、保護よりも開発のみが進むことを懸念。国立公園は保護地域であり、開発とその許認可との間には牽制関係が必要。（協会、学会、野鳥）
- 野生生物の問題については、野生生物の保護にしても、野生鳥獣対策にしても、広域での取組や国際的な視野に立った連携等が必要であり、国が行うべき。（WWF、協会、野鳥）
- 生物多様性基本法前文では、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要とされ、個別条項でも国の役割を明確に規定。（WWF）
- （国立公園の事務・権限は国に残した上で）国・自治体・民間団体・市民との協働管理の枠組みを充実させるべき。（協会）



WWF ジャパン

(公財)世界自然保護基金ジャパン
〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14
日本生命赤羽橋ビル6F
TEL: 03-3769-1711 FAX: 03-3769-1717

2011年11月11日

環境大臣
細野 豪志 殿

公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン
会長 徳川 恒孝

地方環境事務所の地方移管に対する要望書

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当法人の環境保全活動に、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、地域主権改革による国と自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等な立場で対話できる関係へと根本的に見直す取組に敬意を表します。

現在、わが国は、2010年10月に開催されました生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の議長国であり、議長を務めた環境政務三役のご尽力により新戦略計画・愛知目標や遺伝資源、遺伝子組み換えに関連した議定書が合意されました。

わが国は、COP10議長国として、各種議題における議論に積極的に参加・貢献すると表明しております。一方、都道府県における生物多様性保全の現状を概観すると「**生物多様性地域戦略**」の策定状況は、わずか14道府県(1道1府11県)の策定に留まっており、自治体での生物多様性保全の取組体制が十分整っているとは言い難い現状です。

日本の国立公園や国指定鳥獣保護区を始めとする保護区制度は、生物多様性を保全する為の屋台骨とも言われており、国際的な視野に立って、国立公園の保全・管理や絶滅のおそれのある野生生物の保護、広域的な鳥獣の保護・管理を進めなければなりません。

議員立法によって成立した、生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)の前文では「国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。」と述べております。

これらの観点から、以下を要望致します。

国際的な視野に立って、重要な国立公園などの保護区の指定と実効的な管理を行う為に、国の機関である地方環境事務所が、1)現地において国指定の国立公園など保護区を直接管理すること、および、2)広域に連携を必要とする野生生物行政を担う体制を維持することを、今後も国が責任を持って進めること。

なにとぞご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

地方環境事務所の地方移管に対する補足意見

2011年11月11日に「地方環境事務所の地方移管に対する要望書」を提出した。要望書には、生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)に基づく指摘をしたが、以下の通り補足する。

国立公園や国設鳥獣保護区、野生生物の保全については、生物多様性基本法、第14条「地域の生物の多様性の保全」の1項および3項、第15条「野生生物の種の多様性の保全等」に基づいて国が取り組まなければならない。

第14条1項の記述「国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。」

- 本項に該当する地域は、国立公園・原生自然環境保全地域・自然環境保全地域が該当する。

また、3項の記述「国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。」

- 本項に該当する地域は、国指定鳥獣保護区や「渡り鳥の飛来地等のエコロジカル・ネットワークの確保」が該当し、国が一体的に保全しなければならない。

第15条1項の記述「国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。」

- 本項に該当する地域は、種の保存法に基づく生息地等保護区が該当する。

更に、第26条(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であり、同条約に基づき国際的な取組に主体的に参加することとされている。

- 生物多様性基本法でも国の役割が明確に規定されており、COP10の議長国である国はその責任を逃れるべきではない。都道府県も努力が足りないが、国も努力不足であり、もっと本腰を入れることこそあれ、「丸ごと移譲」と言う撤退は許されない。